

平成 26 年度第 4 回（10 月 29 日開催）

資料 2

宇治市の取り組み状況について

子ども・子育て支援新制度における各種基準を定める条例について

1. 子ども・子育て支援新制度における「認可」と「確認」

新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園などの「教育・保育施設」の認可は、これまでどおり京都府が行いますが、家庭的保育事業をはじめとする「地域型保育事業」の認可は、宇治市が行うことになります。

また、新制度のもとで事業を実施するにあたっては、施設や事業が適格かどうかの「確認」を、宇治市が行う必要があります。

そのため、家庭的保育事業をはじめとする「地域型保育事業」の認可に関する基準と、施設や事業の確認に関する基準を、宇治市が条例で定める必要があります。

「認可」…人員配置や面積など、施設・事業に必要な基準を満たしているかどうか。

「確認」…会計処理や情報公開などの基準を満たし、施設・事業として適格かどうか。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	幼稚園	京都府	宇治市
	保育所		
	認定こども園		
地域型保育事業	家庭的保育	宇治市	「認可に関する基準」と「確認に関する基準」 を宇治市が条例で定める必要がある。
	小規模保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		

また、これまで厚生労働省のガイドラインを参考に運営されてきた、育成学級をはじめとする放課後児童健全育成事業は、新制度においては、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられ、事業の実施にあたっては、宇治市への届出が必要となります。

そのため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、宇治市が条例で定める必要があります。

宇治市では、子ども・子育て支援新制度における各種基準について、市民の皆様からの意見募集結果を踏まえ、宇治市議会 9 月定例会に、議案として 3 つの条例案を提出し、10 月 16 日に可決されました。

2. 制定した3つの基準条例

① 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

→幼稚園や保育所、地域型保育事業の運営が、新制度において適格かどうかを確認するための基準で、ほぼ国の基準どおりとしています。

【参考】

- ・教育・保育施設とは・・・幼稚園・保育所・認定こども園
- ・地域型保育事業とは・・・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

[市町村の確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業を、それぞれ「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」といいます。]

② 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

→家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業の人員や設備、面積などが、必要な内容を満たしているかどうかの認可基準で、国の基準に対して一部独自基準を設けています。

<独自基準の主な内容>

現在、宇治市で実施している家庭的保育事業に従事する「家庭的保育者」の資格については、国のガイドラインで「必要な研修を修了した、保育士または市町村長が適當と認める者」と定められていますが、本市では、より高い保育の質を確保するため、「必要な研修を修了した保育士」とし、国のガイドラインに上乗せした基準で事業を実施しています。

新制度における家庭的保育事業についても、「家庭的保育者」の資格については、必要な研修を修了した保育士とする上乗せした基準を定めることとします。

この基準は、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者にも適用します。

③ 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

→育成学級や民間法人による学童保育などが、放課後児童健全育成事業としての人員や設備、面積など、必要な内容を満たしているかどうかの基準で、国の基準に対して、一部独自基準を設けています。

<独自基準の主な内容>

現在、本市で実施されている放課後児童健全育成事業は、市直営の育成学級と民間法人で実施されているものがあります。

すべての施設を、児童1人につきおおむね 1.65 m^2 以上の面積基準と、1クラスあたりおおむね 40 人以下の基準とすると、既存の施設の中には基準を満たさない施設があることから、当分の間、経過措置を設け、基準を満たすように努めることとします。

3. 今後の条例の取扱

今後、宇治市では、各事業者からの認可申請や届出に対して、それぞれの条例に定める基準に適合しているかどうか、審査や確認を行うことになります。

なお、各事業の認可申請や届出に必要な書類、具体的な手続時期については、国からの通知などが届き次第、各事業者にお知らせする予定です。

子ども・子育て支援新制度における支給認定について

1. 支給認定区分の種類について

支給認定については、満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する場合は1号認定、保育所等での保育を希望する場合は、子どもの年齢が満3歳以上を2号認定、満3歳未満を3号認定と区分します。

(支給認定区分の種類)

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業

*地域型保育事業とは、家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育といいます。

2. 保育の必要量の区分について

2号認定及び3号認定については、保護者等の就労状況によって、フルタイムの就労を想定した「保育標準時間認定」と、パートタイムの就労を想定した「保育短時間認定」に区分します。

(保育の必要量の区分)

保育の必要量の区分	想定する就労状況	就労の下限時間	利用可能な時間
保育標準時間	両親ともフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合	月120時間	11時間
保育短時間	両親のいずれも、又はいずれかが、パートタイムで就労する場合	月60時間	8時間

○ 保育の必要な事由（現行制度と新制度での比較）

2号認定及び3号認定を受けるための「保育の必要な事由」については、これまでの「保育に欠ける事由」に加え、「求職活動」、「就学」、「虐待やDVのおそれがあること」、「育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」が事由として追加されます。

（保育の必要な事由）

現行制度の「保育に欠ける事由」	新制度の「保育の必要な事由」
① 就労 ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居親族の介護 ⑤ 災害復旧 ⑥ その他（前各号に類する状態）	① 就労 ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居親族の介護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ⑦ 就学 ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

本市では、追加事由の4項目（「求職活動」、「就学」、「虐待やDVのおそれがあること」、「育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」）は、現行制度の「保育に欠ける事由」における「その他」項目の中で、すでに適用しています。

新制度の「その他、上記に類する状態として市が認める場合」については、以下の場合とします。

- ① 療育施設に通所している場合（施設の利用時間を就労時間とする）
- ② 別居の親族の介護をする場合（同居の親族の介護と同様とする）
- ③ 雇用保険を受給されている場合（国の雇用保険の受給期間とする）

「地域子ども・子育て支援事業」における検討事項等について

1. 「地域子ども・子育て支援事業」における新たな事業について

国が示す「子ども・子育て支援事業計画」に記載する事業のうち、「地域子ども・子育て支援事業」については、これまでご意見等をいただいた「量の見込み」と「確保方策」を算出する事業のほか、以下の網掛けの3つの事業があります。

＜国が示す子ども・子育て支援事業計画に記載する事業＞

区分	対象事業	量の見込みと確保方策
教育・保育事業	① 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育 ② 時間外保育事業(延長保育) ③ 幼稚園預かり保育 ④ 保育所等一時預かり ⑤ 病児・病後児保育事業 ⑥ ファミリー・サポート・センター ⑦ 育成学級(放課後児童クラブ) ⑧ 子育て短期支援事業(ショートステイなど) ⑨ 地域子育て支援拠点事業 ⑩ 【新規】利用者支援事業 ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ⑫ 養育支援訪問事業 ⑬ 妊婦健康診査 ⑭ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑮ 【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑯ 【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	算出する
地域子ども・子育て支援事業		算出しない

○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取組を実施する事業です。

○ 【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業

○ 【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」については、従来からの児童虐待防止のための事業であり、今後も継続して取り組みます。

2つの新規事業については、現時点で、国から具体的な事業内容が示されていないため、今後、国の示す内容に従って、会議でのご意見等も踏まえ、宇治市としての事業の方向性について検討します。

2. 「放課後子ども総合プラン」について

子どもの放課後対策について、これまで、育成学級（放課後児童クラブ）を中心にご意見等をいたしましたが、新たに国が「放課後子ども総合プラン」を示しており、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の記載内容については、このプランを踏まえた検討が必要となっています。

○ 「放課後子ども総合プラン」とは

すべての小学生児童の放課後における安心・安全な居場所を確保するため、育成学級（放課後児童クラブ）と「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めるものです。



平成31年度までに育成学級（放課後児童クラブ）を国全体で約30万人分整備

○ 「放課後子ども教室」とは

地域の方々の協力などにより、放課後や週末に小学校や公民館等で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組みです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生児童が利用できます。

宇治市では、現在、北檜島小学校で取り組んでいます。

○ 育成学級（放課後児童クラブ）について

基準条例案が可決されたことに伴い、子ども・子育て支援新制度における事業内容のあり方や方向性などについて、「放課後子ども総合プラン」も踏まえた検討を進めていく必要があります。

今後、会議でのご意見等も踏まえながら、宇治市としての方向性について検討します。

3. 現時点での「量の見込み」と「確保方策」について

本日の会議で報告予定する「量の見込み」と「確保方策」については、現時点で算出を行ったものであり、「放課後子ども総合プラン」や利用者支援事業など、今後の国の動きを踏まえる必要がある事業については、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の素案の検討に合わせて、今後も会議でのご意見等をいただきながら、変更を行っていきます。